

障害福祉サービス



施設・住居支援

訪問系

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(1) 居宅介護(ホームヘルプ) 身 知 精 難

障害等のために日常生活を営むのに支障のある身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等の居宅において身体介護や家事援助等のサービスを行います。

例: ① 食事、入浴などの介護

② 調理、洗濯、買い物などの家事

※介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

対象 介護給付費のうち居宅介護の支給決定を受けた方

利用できる日・時間

支給決定を受けた時間数での利用になります。

※事業者により対応できない曜日・時間があります。

(2) 重度訪問介護 身 知 精 難

重度の肢体不自由者または重度の知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障害者に、身体介護や家事援助、見守りの支援、外出時の移動の介護等を総合的にを行います。

※介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

対象 介護給付費のうち重度訪問介護の支給決定を受けた方

利用できる日・時間

支給決定を受けた時間数での利用になります。なお、重度訪問介護の移動介護は月50時間以内に必要な時間数になります。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。※事業者により対応できない曜日・時間があります。

(3) 同行援護 身

視覚障害(視力障害、視野障害及び夜盲等)により、移動に著しい困難を有する重度視覚障害者(児)が外出する際に、ヘルパーが同行し、代筆・代読を含め、外出中の必要な支援を行います。

対象 介護給付費のうち同行援護の支給決定を受けた方

利用できる日・時間

特に制限はありません。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。また、利用は原則として月50時間以内に必要な時間数になります。※事業者により対応できない曜日・時間があります。

(4) 行動援護 知 精

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を有する知的障害者(児)、精神障害者(児)が外出する際に、ヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。

対象 介護給付費のうち行動援護の支給決定を受けた方

利用できる日・時間

特に制限はありません。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。また、利用は原則として月50時間以内に必要な時間数になります。※事業者により対応できない曜日・時間があります。

(1)～(4) 利用料 P13をご覧ください。

〈 広告 〉

介護に困っていませんか?
私達がお手伝いいたします。

- 障害者総合支援サービス
(居宅介護・移動支援など)
- 高齢者介護保険サービス
(身体介護・家事援助など)

訪問介護サービス
あゆみの杜

お気軽にお問い合わせください

〒983-0821 パート随時募集
仙台市宮城野区岩切1-10-5
TEL 022-794-7030

あゆみの「み」を実としていろいろな方々が繋がり、豊かに実を結ぶようにお客様一人一人に合ったサービスを提供いたします。

ハートワンの理念

「手」のぬくもり **HAND**
「思いやり」の「心」 **HEART**
「家」のような安心感 **HOME**
みんなを「幸せ」にする **HAPPY**

どんな方が利用しているの?

例) 注入/吸引/気切カニューレ管理/
導尿等を含む排泄の介助などを必要とする方が利用しています。

〒982-0034 仙台市太白区西多賀4丁目10-18
TEL 022-397-6300 FAX 022-397-6305

一般社団法人
ハートワンショートステイ

「Happy Birthday」

一般社団法人ハートワンショートステイの施設内写真。子供が椅子に座っている様子。

日中活動系(施設・関係団体案内 P67~)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課

(1)生活介護

日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

利用方法 事前に介護給付費支給申請手続きが必要
※本市は利用調整を行っているため、利用開始日は原則として毎年4月1日になります。
年次に利用を始めたい場合や申請方法等はお問い合わせください。

対 象 障害支援区分が区分3以上(年齢が50歳以上の方は区分2以上)で、生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けた方

利用期間 特になし

(2)自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

対 象 自立訓練に係る訓練等給付費の支給決定を受けた方

利用期間 1年6ヶ月

(3)自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

対 象 自立訓練に係る訓練等給付費の支給決定を受けた方

利用期間 2年

(4)宿泊型自立訓練

 P31-(4)をご覧ください。

(5)就労選択支援

就労移行支援もしくは就労継続支援の利用や企業などで働くことを希望される方が、就労能力や適性等に合った選択をできるよう支援を行います。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

利用期間 原則1ヵ月

(6)就労移行支援

企業などで働きたい方に、働く上で必要な知識・能力向上のために必要な支援を行うとともに、一人ひとりに合った職場選びをはじめとする求職活動に関する支援を行います。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

利用期間 2年

(7)就労定着支援

就労継続支援・就労移行支援・生活介護・自立訓練を利用して一般就労に移行し、6か月経過した方について、働く中で生じた生活面の課題に対して必要な相談や助言などを行い、本人が働き続けられるよう支援を行います。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

利用期間 3年

(8)就労継続支援(A型・B型)

企業などで働くことが難しい方に働く場を提供するとともに、働く上で必要な知識・能力の向上のため、必要な支援を行います。

・就労継続支援A型…雇用契約を結びます。

・就労継続支援B型…雇用契約を結びません。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

利用期間 特になし

(1)～(8)利用料  P13をご覧ください。

一時利用

問 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課

(1)短期入所(ショートステイ)

    (施設・関係団体案内  P67~)

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等を介護している家族が、病気や休養などのため家族で介護できなくなった場合、一時的に施設でお預かりします。

※介護保険の対象者は原則として利用できません。

利用方法 ・事前に介護給付費支給申請手続きが必要

・利用は原則として月7日間

吸引、経管栄養などの医療的ケアが必要な場合には申請の際にご相談ください。

利用料  P13をご覧ください。

(2)日中一時支援(日中ショートステイ)

知的障害者(児)、精神障害者(児)、身体障害者(児)、難病患者等を介護している家族が、病気や休養などのため家族で介護できなくなった場合、日中時間帯に一時的にお預かりします。

利用方法 ・事前に申請手続きが必要

・利用は原則として月56時間以内

利用料 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

居住系

(1)施設入所支援 身 知 精 難

(施設・関係団体案内P67)

夜間や休日に、施設に入所する人へ入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

利用方法 事前に介護給付費支給申請手続きが必要

対象 次のいずれかに該当する方

- ①障害支援区分4以上(年齢が50歳以上の方は区分3以上)で生活介護を利用している方
- ②自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を利用しており、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は通所によって訓練を受けることが困難な方

利用料 P13をご覧ください。

問合先 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、入居を希望される各障害者支援施設

(2)共同生活援助(グループホーム) 身 知 精 難

(施設・関係団体案内P67～)

地域の中にある共同生活住居(グループホーム)での生活を望む障害のある方に対し、主として夜間において、共同生活住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

対象 障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方)

利用料 P13をご覧ください。

問合先 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、入居を希望される共同生活援助事業所を運営する団体

(3)療養介護 身 知 難

医療を要する障害のある方で常時介護が必要な方について、主として昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

対象

- ①障害支援区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ②障害支援区分5以上で、重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
- ③障害支援区分5以上で、高度な医療的ケアを必要とする方
- ④障害支援区分5以上で、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする方
- ⑤障害支援区分5以上で、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする方
- ⑥上記①～⑤に準じる状態と市町村が認めた方

利用料 P13をご覧ください。

なお、医療費については心身障害者医療費助成の対象となる場合があります。

問合先 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(4)宿泊型自立訓練 身 知 精 難

(施設・関係団体案内P67～)

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、居住の場を提供して家事などの生活能力向上のために必要な訓練を行います。

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

対象 P30(3)自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等

利用期間 2年

利用料 P13をご覧ください。

問合先 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

その他

(1)自立生活援助 身 知 精 難

(施設・関係団体案内P67～)

一人暮らしへの移行を希望する障害のある方ご本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の相談、電話などの対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

対象

- ①障害者支援施設若しくは共同生活援助(グループホーム)等を利用していた方
- ②同居家族の死亡や入院等の事情により急遽単身での生活をするようになった方
- ③居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上で支援が必要な方
- ④同居する家族に障害、疾病がない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した方、精神科病院の入退院を繰り返している方、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある方等、地域生活を営むための支援を必要としている方。

利用料 P13をご覧ください。

問合先 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、自立生活援助事業所を運営する団体

利用方法 事前に訓練等給付費支給申請手続きが必要

(2)重度障害者入院時コミュニケーション支援

身 知 精 難

意思の疎通が困難な重度の障害がある方が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣します。

対象 次の全てにあてはまる方

- 1 仙台市内在住の在宅の方(入所施設に入所している方、グループホームの入居者は除く。)
- 2 居宅介護または重度訪問介護(障害者のホームヘルプサービス)を現に利用している方
- 3 自力で意思疎通を図ることが困難で、病院スタッフとの間でコミュニケーション支援が必要な方
- 4 単身世帯の方または家族が障害や病気、仕事等がある世帯の方

利用料 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

問合先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

(3)移動支援(ヘルパーの利用) (身)(知)(精)(難)

障害等のために屋外での移動が困難な全身性身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者等にヘルパーが同行し、外出中の必要な支援を行います。

利用できる日・時間

特に制限はありません。ただし、通勤・通学・通所・通院等には利用できません。また、利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。

※業者により対応できない曜日・時間・場所があります。
※大学に通う方については、大学への通学中及び大学の敷地内における支援を提供する「大学修学支援事業」を実施しております。詳しくはお問い合わせください。

利用料 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

問合先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

(4)重度障害者等就労支援特別事業(ヘルパーの利用)

(身)(知)(精)(難)

重度障害をお持ちの方の就労機会を拡大し社会参加を促進するため、その勤務先または居宅等にヘルパーを派遣し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

対象 次の全てにあてはまる方

- 1 仙台市内在住で、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
 - 2 民間企業に雇用されている方(※1)または自営業の方(※2)
 - 3 1週間の所定労働時間が10時間以上である方(※3)
- ※1就労継続支援A型事業所の利用者を除く
※2法人の代表者・役員等を含み、公務員等を除く
※3被雇用者の場合、今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方でも可
なお、就労場所は本市内に限定しません。

利用できる日・時間

特に制限はありませんが、利用は原則として1日あたり8時間かつ1週間あたり40時間(通勤時間を除く)以内で必要な時間数になります。
※業者により対応できない曜日・時間・場所があります。

利用料 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

問合先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

生活用具などの給付・貸出

補装具費の支給 (身)(難)



問 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)(P20)、各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者等の方が、身体機能を補完または代替するために必要な補装具の購入、修理等に要する費用を支給します。

補装具の種類

障害部位	種目
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットホーム杖) ※18歳未満のみ:起立保持具、排便補助具
心臓機能障害呼吸器機能障害等	車椅子、電動車椅子
重度の肢体不自由かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)
聴覚障害	補聴器(高度・重度難聴用ポケット型/高度・重度難聴用耳かけ型/耳あな型(レディメイド、オーダーメイド)/骨導式(ポケット型、眼鏡型))

難病患者等補装具等賃借費の助成 身 難



問 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)(P20)

難病患者等の方、または重度身体障害をお持ちの方が、心身の状態に応じて速やかに補装具等を利用できるよう、ほかの制度等による利用が可能となるまでの間について、補装具等を賃借する費用の助成を行います。賃借する期間は、原則として3か月以内です。詳しくは、問合先にお尋ねください。

種目	対象
張力調整付上肢装具	ポータブルスプリングバランサー等
歩行補助用具	歩行器、歩行車、杖(一本杖を除く)
車椅子	電動車椅子、クッションを含む
段差解消用具	昇降機、スロープ等
移動用リフト	移動用リフト、つり具
特殊寝台	電動ベッド(付属品を含む)

日常生活用具費の支給 身 知 精 難



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

障害者(児)・難病患者等の方の日常生活をより快適にして利便を図るため、日常生活用具の購入(修理)や貸与の費用を支給します。対象者の障害の程度や年齢などによって支給要件が異なります。

また、支給される日常生活用具の種目別に基準額がありますので問合先にお尋ねください。

障害の種類	種目
視覚障害	視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計、情報・通信支援用具(パソコン・タブレット・スマートフォンの本体を除く周辺機器やアプリケーションソフト)、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、DAISY図書プレーヤー、視覚障害者用読書器、視覚障害者用時計、視覚障害者等用図書(点字図書、大活字図書、DAISY図書)、暗所視支援眼鏡(貸与)
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、ファクシミリ、聴覚障害者用情報受信装置
音声・言語機能障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、ファクシミリ
上肢機能障害	洗浄機能付便座、情報・通信支援用具(パソコン・タブレット・スマートフォンの本体を除く周辺機器やアプリケーションソフト)、DAISY図書プレーヤー、視覚障害者等用図書(DAISY図書)
下肢または体幹・移動機能障害	電動ベッド、体圧分散マット、特殊尿器、体位変換用クッション、移動用リフト等、入浴補助用具、ポータブルトイレ等、歩行補助つえ(T字状・棒状の一本つえ)、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、住宅改修費、紙おむつ等(※1)
心臓機能障害	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
じん臓機能障害	透析液加温器
呼吸器機能障害	ネブライザー(吸入器)、吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
ぼうこう機能障害	ストーマ装具、紙おむつ等(※2)、収尿器
直腸機能障害	ストーマ装具、洗腸装具、紙おむつ等(※2)
脊髄損傷等による肢体不自由で排尿機能障害	収尿器
知的障害	頭部保護帽、洗浄機能付便座(重度に限る)
精神障害	頭部保護帽

障害の種類	種目
読字障害	情報・通信支援用具（パソコン、タブレット、スマートフォンのアプリケーションソフトでDAISY図書の再生に必要なもの）、DAISY図書プレーヤー、視覚障害者等用図書（DAISY図書）

※1 脳原性運動機能障害のある方で、以下の①～④をすべて満たす場合に、紙おむつの支給を受けることができます。

- ① 排尿もしくは排便の意思表示が困難である
- ② 自力でトイレに行けない
- ③ 自力で便座（原則排便補助具の使用を含む）に座ることができない
- ④ 介助による定時排泄をすることができない

＊脳原性運動機能障害とは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。具体的には、脳性麻痺や乳幼児期以前に発症した脳症または脳外傷、無酸素脳症等の後遺症による全身性障害を有する者をいう。

※2 特定の条件に該当する場合は、ストーマ装具に代えて紙おむつ等の支給を受けることができます。

難聴児補聴器購入等助成 (難)



問 障害者総合支援センター
(ウェルポートせんだい) (P20)

身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器の購入費用に対する助成をしています。

対 象

次の条件の全てに当てはまる方

- ① 市内に住所を有する18歳未満
- ② 両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上
- ③ 身体障害者手帳の交付対象とならない
- ④ 医師が補聴器を必要と認めている

種 目

高度・重度難聴用ポケット型、高度・重度難聴用耳かけ型、耳あな型（レディメイド／オーダーメイド）、骨導式ポケット型／眼鏡型、補聴システム（受信機／ワイヤレスマイク、オーディオチュー）、イヤモールド交換

助成額 当制度で定められている種目毎の基準により一部（原則3分の2）を助成します。

車椅子の短期貸出 (身)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

外出などで車椅子を必要とする方に、原則として1か月まで貸出をしています。

在宅人工呼吸器等使用者非常用外部電源購入費補助金 (難)



問 障害者総合支援センター
(ウェルポートせんだい) (P20)

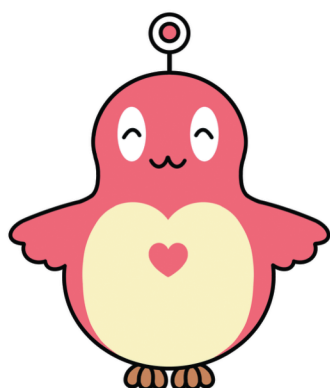
人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器のいずれかを使用し、在宅で療養生活を送る方に対し、非常用外部電源の購入に要する費用の一部を補助します。詳しくは問合先にお尋ねください。

対 象

仙台市にお住まいで、災害時個別計画を作成されている方。他要件あり。

種 目

ポータブル電源（蓄電池）、正弦波インバーター発電機、DC/ACインバーター



障害理解促進キャラクター ココロン

仙台市の障害理解促進のお手伝いをしてくれているキャラクターです。ココロン・カフェや福祉まつり「ウエルフェア」等々に登場します！

※イベント等でココロンのデザイン等を使用したい場合は、障害企画課までご相談ください。



生活

障害者配食サービス

身 知 精



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否を確認します。

対 象

心身の障害により食事を用意することが困難な65歳未満の方で次のいずれかに該当する方

- ①一人暮らしの方
- ②65歳未満の障害のある方の方のみの世帯で同居者が入院、病気等により食事の準備ができない方
- ③65歳以上の高齢者のみと同居して同居者が入院、病気等により食事の準備ができない方

利用回数 1日1食(昼食または夕食のいずれか)、週7回まで

利用料 1食544円

訪問入浴サービス 身 難



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

入浴に全面介助を必要とする重度の身体障害のある方、難病患者等の家庭を訪問し、訪問入浴車の設備により、入浴の介助をします。

※介護保険の対象者は除きます。

対 象 原則として在宅の18歳以上の身体障害のある方のうち身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方または難病患者等で、家庭では入浴介助が難しい方

利用回数 1か月あたり9回まで

利用料 所得に応じて月ごとに負担する額の上限が決まります。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。詳しくはお問い合わせください。

重度身体障害者寝具洗濯サービス 身



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

委託業者が家庭を訪問して寝具をお預かりし、丸洗いをを行い、返却します。

対 象 身体障害者手帳1級、2級をお持ちの在宅の方(視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能障害による方は除きます。)で、寝具の衛生管理が困難な方

利用回数 1年間(4月から翌年3月まで)3回まで。申請時期により回数は異なります。

利用料 生計中心者の市県民税額に応じた費用負担があります。

スウプノアカデミアに参加してみませんか?



スウプノアカデミアは、障害のある人の『まなび』の場を考えるプロジェクト。学びたい本人が「好きなこと」「やってみたいこと」「学びたいこと」から、ワークショップや講座などのプログラムを企画します。気になるプログラムにぜひご参加ください!



地域ごみ出し支援活動促進事業



問 環境局家庭ごみ減量課 TEL 214-8226 FAX 214-8277

ごみ出しが困難な世帯のごみ出し支援活動を行う団体に、活動実績に応じて奨励金を交付します。

お住まいの地域で活動している団体の有無を知りたい場合や、新たに団体として支援活動を行いたい場合には家庭ごみ減量課までお問い合わせください。(掲載許可をいただいた団体は市ホームページに掲載しています。)

奨励金額

- ・家庭ごみ等(玄関先から集積所までのごみ出し支援) 1回につき140円
- ・粗大ごみ等(住居又はその敷地から指定場所までのごみ出し支援) 1回につき280円

※上限額があります。

奨励金交付対象となる支援世帯の要件

世帯の全員が以下のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 申請時に満75歳以上の方
- ② 要介護1～5の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ ①～⑤に該当しないが、ごみ出しが困難と認められる方(支援開始にあたっては、家庭ごみ減量課へ事前にご相談ください)

重度身体障害者緊急通報システム (身)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

常時の緊急通報をするための受信機・小型無線発信器などをお貸しします。緊急通報時は仙台市が委託する警備会社による安否確認と警備員の駆けつけが行われるほか、必要な処置を行います。

対 象 原則として身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方のうち、在宅で一人暮らしの方

全身性障害者等指名制介護助成 (身)

問 仙台市障害者福祉協会 TEL 266-0294 FAX 266-0292

脳性麻痺等により全身に障害のある方等に、自ら選んだ介護人を登録してもらい、その介護にかかる費用の一部を助成し、自立と社会参加を支援します。

対 象

- ① 肢体不自由で身体障害者手帳1級をお持ちの方で、両上下肢または体幹に障害があり、家族の介護が受けられない在宅の方
- ② 在宅の方で、呼吸器の機能障害で身体障害者手帳1級または3級をお持ちの方、または同程度の呼吸器の機能障害を有している方で、人工呼吸器を装着し

ている方、または人工呼吸器を装着していないが常時吸引器を必要としている方

※呼吸器の機能障害については、常時介護を行う者があっても認められます。

介護人 原則として、障害者ご本人の選任により登録を行います。

介護時間 1か月60時間まで

助成額 生計中心者の前年の所得税額に応じて助成します。

SOSネットワーク

問 お近くの交番または警察署



徘徊等により行方が分からなくなった高齢者等を事件・事故から守るために、地域の関係機関が連携して、早期発見・保護に努めるシステムです。

小地域福祉ネットワーク活動 (問 社会福祉協議会 各区・支部事務所 (P70参照))



障害を抱えるなどして支援を必要とする方々が地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が主体となって地域住民などで見守る体制をつくり、必要な支援を行います。